

株式会社日本政策金融公庫「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」

対象事業証明実施要領

(目的)

- 1 この要領は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の実施する「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」の申込にあたり、磐田市（以下「市」という。）が対象事業の認定を行うための必要な事項を定めることを目的とする。

(対象事業)

- 2 この要領において対象とする事業は、「磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合致し地方創生に資するもので、公庫の「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」の申込者であり、市内に主たる店舗・工場・事業所を有し、次の貸付制度を利用する事業とする。
 - (1) 公庫国民生活事業においては、普通貸付、特別貸付、小規模事業者経営改善資金貸付及び生活衛生貸付を利用するもの。
 - (2) 公庫中小企業事業においては、公庫法第2条第3号に定める中小企業者であって、別途公庫が定める貸付制度を新たに利用するもの。

(対象事業の証明)

- 3 特例制度の申込をしようとする事業者は、市に申請書類を提出し、対象事業であることの証明を受けるものとする。

(申請の方法)

- 4 対象事業であることの証明を受けようとする事業者は、公庫を通じて次の各号の書類を市産業部産業政策課に提出するものとする。
 - (1) 特例制度貸付対象事業証明願（別記様式1）
 - (2) 下記に掲げる添付書類
 - ① 申請日から3ヶ月以内の登記簿謄本又は定款（写可）
 - ② 会社概要及び当該貸付対象となる事業が「磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合致し地方創生に資する理由を示したもの

(その他)

- 5 その他、下記のとおり定めることとする。
 - (1) 市は、証明に当たって事業者から得た情報について、公庫に提供し、関係機関に照会することができる。
 - (2) 市は、証明に当たり、必要に応じて添付書類以外の書類の提出を求めることができる。
 - (3) 対象事業の証明に関し、この要領に定めのない事項は、市と公庫が協議のうえ別に定める。

附 則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」
対象事業者認定願兼認定書

株式会社日本政策金融公庫の「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」の申込みにあたり、対象事業者に該当する旨の認定をお願いします。

借入申込額： 円

借入目的：

該当理由：

年 月 日

所在地
企業者名
代表者名

印

上記については、「磐田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の下記施策に関連し、地方創生に資する事業を行う方として認定します。

記

施 策 名	該当項目
1. 中小企業等の競争力の強化	<input type="checkbox"/>
2. 企業誘致の推進と創業・起業支援	<input type="checkbox"/>
3. 産業を担う人材の育成・就労の支援	<input type="checkbox"/>
4. その他（施策：)	<input type="checkbox"/>

年 月 日

磐田市 産業政策課長

印